保健・年金・福祉

被爆二世のための健康診断を実施します

被爆二世となる人の健康管理に役立てていただくための健康診断を実施します。

受診には申し込みが必要です。詳しくは、役場などに設置の「令和７年度被爆二世健診のお知らせ」をご覧ください。

時 ６月 10 日(火)～令和８年２月 28 日(土)
※精密検査は令和８年３月 10 日(火)まで

所 実施医療機関一覧のうち、希望する医療機関で受診できます。

対 両親のいずれかが原子爆弾被爆者であり、次のいずれかに該当する県内居住者
・広島被爆…昭和21年６月１日以降に生まれた人
・長崎被爆…昭和21年６月４日以降に生まれた人

¥ 無料
※被爆二世健康診断の範囲に含まれない検査は自己負担となります。

申 「令和７年度被爆二世健診のお知らせ」に添付の専用はがきまたは電子申請

◀広島県ホームページ「電子申請」からもお申込みいただけます

締 令和８年１月 31 日(土)まで　※消印有効

問 広島県被爆者支援課　☎513－３１１６
社会福祉課　☎820－５６３５

国民年金保険料前納制度のご案内

国民年金保険料をまとめて前払い(前納)することで、保険料が割引になる制度があります。

前納は、６か月・１年・２年から選択できます。

また、口座振替やクレジットカード払いの場合でも、年度の途中からまとめての振替(立替)ができます。ただし、申し込みの時期によっては、初回振替(立替)期間は異なります。

手続きは、マイナポータルを経由した「ねんきんネット」からオンラインでもできます。

【前納の種類および割引額】

	口座振替	納付書払い・クレジットカード払い
２年前納	17,010 円	15,670 円
１年前納	4,400 円	3,730 円
６か月前納	1,190 円	850 円

※納付書により毎月納付した場合と比較した額

◀「国民年金保険料の前納」詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください

問 税務住民課保険年金グループ　☎820－５６０４
広島南年金事務所　☎253－７７１０

お知らせ

危険なブロック塀の除去などにご活用ください

町が指定した路線の通学路や緊急輸送道路に面する危険なブロック塀などの除去や、軽量フェンスなどへの建替えにかかる費用の一部を補助します。

対 以下の条件をすべて満たすもの
・通学路などに面する安全性が確認できないブロック塀など
・地面からの高さが 0.8m以上のもの
・令和８年２月末日までに工事の完了報告が可能であるもの

▷補助金額
除去または建替え費用の３分の２相当額(上限各 15 万円)

申 都市整備課窓口で事前相談を行った後、申請をしてください。
※予算がなくなり次第終了

問 都市整備課　☎820－５６０８

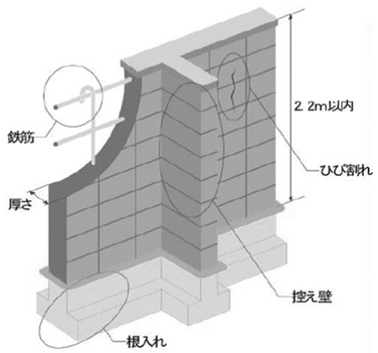

◀詳細な概要などはこちらからご確認ください

木造住宅の耐震工事費用を補助する制度のご案内

地震発生時における木造住宅の安全性の向上のため、耐震改修・建替え・除却にかかる費用の一部を補助します。

対 以下の条件を満たすもの
・申請者に市町村税の滞納がない
・申請者が所有または居住しているもの
・昭和 56 年５月 31 日以前に建築されたもの
・令和８年２月末日までに工事の完了報告が可能であるもの　など

◀詳細な概要などはこちらからご確認ください

▷補助金額など

区分	総合支援メニュー			従来の補助制度	
	耐震改修		現地建替え	非現地建替え	除却
補助対象	耐震改修工事費用		現地建替え工事費用	除却工事費用	
補助金額	対象工事費の80％(上限115万／住戸)	対象工事費の80％(上限57.5万／住戸)	対象工事費の80％(上限115万／住戸)	補助対象額の23%(上限97.8万／住戸)	
要件	耐震診断などの結果、一定の安全性の評価を満たしていない居住誘導区域内の住宅	耐震診断などの結果、一定の安全性の評価を満たしていない居住誘導区域外の住宅	土砂災害特別警戒区域外かつ省エネ基準に適合する居住誘導区域内の住宅	新たに建築する住宅が居住誘導区域内であること	町内にある耐震性を有する住宅などに居住すること

申 都市整備課窓口または電話で事前相談を行った後、申請をしてください。
(補助金の交付決定前に工事着手した場合は対象外)
※予算がなくなり次第終了

▷備考
令和８年度以降に耐震化を検討している場合の事前相談も受け付けています。

問 都市整備課　☎820－５６０８

耐震診断を受けてみませんか？

耐震診断にかかる費用の一部を補助します(耐震改修工事を義務付けるものではありません)。

対 以下のすべてに該当する建築物所有者または居住者(所有者の同意が必要)
・一戸建て、長屋、アパート、併用住宅(住宅部分が過半のもの)
・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅
・在来工法で２階以下のもの(地階を除く)

◀詳細な概要などはこちらからご確認ください

▷補助金額
耐震診断にかかった費用の３分の２相当額（上限２万円）
※町に登録している木造住宅耐震診断資格者が実施するものに限る

申 都市整備課窓口または電話で事前相談を行った後、申請をしてください。
※予算がなくなり次第終了

問 都市整備課　☎820－５６０８